

平成29年11月21日

農地の貸し借りの契約を見直して農地中間管理事業を利用しましょう
～農業公社からのお知らせ～

岩手県農地中間管理機構（公益社団法人岩手県農業公社）では、農地を貸したい人と借りたい人の間に入り、貸し借りのお手伝いをする農地中間管理事業を行っています。

具体的には、リタイアするので農地を貸したい人などから公社が農地を借り入れ、規模拡大や新規就農などで農地を借りたい人に公社が農地を貸し付けます。

この事業を活用することにより、貸し手には機構集積協力金の交付（一定の要件があります）や固定資産税等の優遇措置があり、借り手には分散した農地をまとめることが可能となるなど、貸し手と借り手の双方にメリットがあります。

公社は、法律に基づき指定された機関であり、安心して農地を任せることができます。

県内の活用事例については、公社ホームページ（<http://www.i-agri.or.jp/>）に掲載してありますので、ご覧下さい。

特に、現在の貸借契約が期限を迎える方や、経営規模の見直しやリタイアを考えている方は、お住まいの市町村の農政担当課、農業委員会にお問い合わせ下さい。

（岩手県農業公社）

以下、参考情報です。

公社ホームページ	先行事例集 （平成 26～27 年度）	先行事例集 （平成 28 年度）
http://www.i-agri.or.jp/	http://www.i-agri.or.jp/media/Rakude/chukanKanri/20160620162112-HP_jireisyuu_H26-27print.pdf	http://www.i-agri.or.jp/media/Rakude/chukanKanri/20170922134848-HP_jireisyuu_H28.pdf
		